

「佐賀県暴力団排除条例」の一部改正（案）の概要

1 暴力団事務所の開設・運営に対する規制【拡大】

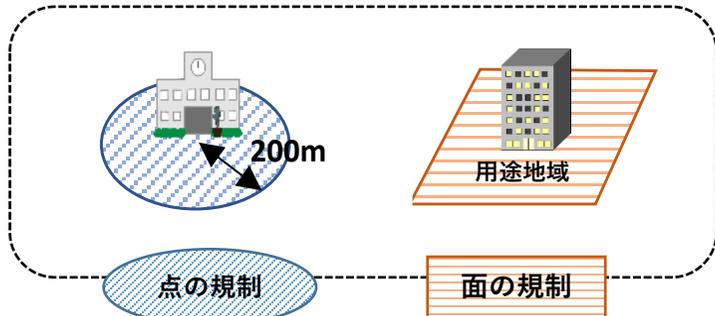
現行

- 保護対象施設の周囲200メートル以内の開設・運営の禁止
・学校や図書館等の保護施設の周囲200メートルにおける開設・運営を禁止
※違反者に対する措置→ 罰則（1年以下の懲役（令和7年6月1日以降については「拘禁刑」とする。以下同じ。）又は50万円以下の罰金）
- 都市計画法に基づく用途地域
・都市計画法における用途地域（住居系用途地域（田園住居地域を除く））での事務所開設・運営を禁止
※違反者に対する措置→ 勧告



改正後

- 現行の保護対象施設に【児童相談所】を追加 ~県内2か所~
中央児童相談所
北部児童相談所
- 都市計画法に基づく用途地域に田園住居地域、商業系用途地域を追加
・違反者に対する措置
※中止命令を発出
→中止命令違反には罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）



2 他人の名義利用に対する規制【新設】

- 禁止行為
・暴力団員に対して、自己又は他人の名義を利用させること
・暴力団員が他人の名義を利用すること
- 違反者に対する措置
勧告、公表

3 暴力団排除特別強化地域での禁止行為の規制【新設】

- 暴力団排除特別強化地域
暴力団排除を特に推進すべき地域として、佐賀市の繁華街を指定【指定区域】
佐賀市の区域のうち、
県道佐賀停車場線と市道大財町北島線との交差点を起点とし、順次同市道、県道佐賀川副線、一般国道264号、市道松原町大財町線、市道松原川通り線及び県道佐賀停車場線で囲まれた区域
- 特定営業者
風俗営業、性風俗関連特殊営業、飲食店営業等
- 禁止行為
上記指定地域内における暴力団員と特定営業者間のみかじめ料等の授受を禁止
- 違反者に対する措置
罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

